

# 富士吉田市立コミュニティセンター公衆無線 LAN 利用規約

## 第 1 条(目的)

本規約は、富士吉田市(以下「市」という。)が、各コミュニティセンターの利用者(以下「利用者」という。)の利便性の向上及び地域の活性化等を図るために提供する無料インターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 条(利用条件及び同意)

1. 本サービスの利用料金は無料とする。ただし、インターネット上の有料サービスや、利用者が持参する端末の電気代等は利用者の負担とする。
2. 利用者は、本サービスに接続した時点で、本規約のすべての条項に同意したものとみなす。
3. 市は、未成年者が本サービスを利用する場合、保護者の同意があったものとみなす。

## 第 3 条(利用の制限)

1. 回線の混雑を避けるため、1 回あたりの接続時間、及び 1 日の最大接続回数を制限することができるものとする。
2. 青少年保護及びセキュリティ確保のため、特定の公序良俗に反するサイトや有害サイト等へのアクセスを制限することができるものとする。

## 第 4 条(禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたり、次に掲げる行為(それらを誘発する行為や準備行為を含む)を禁止する。

1. 他の利用者、第三者、若しくは市の著作権、プライバシー、肖像権その他の権利を侵害する行為。
2. 誹謗中傷、差別、公序良俗に反する行為、又は犯罪を誘発・予告する行為。
3. 大量の電子メール送信(スパム)、選挙の事前運動、又はウイルス等の有害なプログラムを配布する行為。
4. ファイル共有ソフト(P2P 等)の利用や、大容量ファイルの継続的なダウンロードなど、本サービスのネットワークに過度な負荷をかける行為。
5. 市が設置した通信機器の移動、取り外し、改造又は破壊。
6. その他、本サービスの運営上、市が不相当と判断する行為。

## 第 5 条(セキュリティと免責事項)

1. 本サービスは、利用者の利便性を考慮し、無線区間の暗号化を行っていない、または共通の暗号化キーを使用しているため、利用者は通信内容が傍受される可能性があることを理解し、重要な情報の送受信は、利用者が VPN 等のセキュリティ対策を自己の責任においておこなうものとする。
2. 市は、利用者が本サービスを通じて得た情報、データ等の完全性、正確性、有用性等についていかなる保証もおこなわないものとする。
3. 利用者が本サービスを利用して第三者との間でトラブル(SNS 上のトラブルや売買契約など)を起こした場合、利用者の費用と責任において解決するものとし、市は一切関与しないものとする。
4. 本サービスの利用、又は電波状況や機器の不具合等による中断・遅延等により、利用者又は第三者が被ったあらゆる損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

## 第 6 条(利用停止)

利用者が本規約に違反した場合、市は事前通知することなく、当該利用者の接続を遮断し、以後の利用を禁止することができるものとする。

## 第 7 条(運用履歴及びアクセスログの取得)

1. 市は、本サービスの適切な運用の確保及びサイバー犯罪等の不正利用の防止のため、利用者のアクセスログ(接続日時、閲覧履歴等)及び端末の固有情報(MAC アドレス等)を自動的に記録・保存する。
2. 取得した情報は、法令に基づく要請(警察や裁判所からの捜査協力依頼等)があった場合、市はこれを第三者(警察等)に開示・提供することができる。

## 第 8 条(規約の変更・サービスの停止)

1. 市は、利用者に事前に通知することなく、本規約の内容を変更し、又は本サービスの一部若しくは全部を変更・停止することができるものとする。
2. 規約変更後に利用者が本サービスを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附則:本規約は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。